

# 所沢学生共同利用棟内規

## (内規の性格)

第1条 所沢学生共同利用棟（以下「学生共同利用棟」という）の使用に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。

## (学生共同利用棟の使用)

第2条 所沢キャンパスの学生は、この内規の定めによつて、学生共同利用棟を使用することができる。

- 一 学生共同利用棟は、年末年始および大学が定める日を除き開館する。
- 二 開館時間は、午前8時から午後9時までとする。
- 三 部室は、所沢キャンパス承認サークル（以下「サークル」という）の使用に供する。

## (使用者の遵守事項)

第3条 学生共同利用棟の施設を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 施設の使用に際しては、内規の定めのほか施設使用に関する大学の指示に従うこと。
- 二 学生共同利用棟において、営利を目的とした行為をしないこと。
- 三 危険物を持ち込む、または火気を使用する等学生共同利用棟の安全を損なう行為をしないこと。
- 四 学生共同利用棟内は、禁酒・禁煙とする。
- 五 その他公の秩序または善良な風俗を乱す行為をしないこと。

## (学生共同利用棟の施設・設備)

第4条 学生共同利用棟に次の施設、設備を置く。

- 一 ロビー
- 二 会議室
- 三 ロッカールーム
- 四 部室
- 五 その他学生共同利用棟の運営に必要な付帯施設・設備

## (施設（部室を除く）の使用)

第5条 前条に規定する施設（部室を除く）は、学生の使用に供するほか、大学行事および教職員の使用に供するものとする。

2 前条第一号から第三号までに規定する施設を使用しようとするものは、所定の様式による願を両学部へ提出し、許可を得なければならない。

## (施設（部室を除く）の使用許可の取消)

第6条 両学部は、前条によつて施設（部室を除く）の使用を許可されたものが、次の各号の一に該当したとき、施設（部室を除く）使用の許可を取り消し、施設使用を相当期間停止することができる。

- 一 第3条各号に違反したとき。
  - 二 許可された目的外および時間外の使用をしたとき。
  - 三 許可された施設以外のものを使用したとき。
  - 四 その他学生共同利用棟の管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項によつて、施設（部室を除く）使用の停止を命じられたものは、ただちに施設（部室を除く）から退去しなければならない。

## (部室の使用決定)

第7条 部室を使用しようとするサークルは、所定の様式によつて、両学部へ使用申請をするものとする。

- 2 両学部は、前項によつて申請のあつたサークルのうちから、別に定める基準によつて、部室を使用する団体を決定する。
- 3 部室を使用できる期間は、1年限りとし、毎年更新することができる。
- 4 使用する部室は、事情によつて移動することがある。

## (部室の使用決定の取消)

第8条 両学部は、部室の使用を認められたサークルおよびその構成員が、次の各号の一に該当したとき、部室使用の決定を取り消し、部室からの退去を命じることができる。

- 一 第3条各号に著しく違反したとき。
  - 二 部室を無断で当該サークル以外のものと共用したとき、または貸与したとき。
  - 三 部室を許可なく改修したとき。
  - 四 故意または重大な過失によつて学生共同利用棟の施設もしくは備品を滅失、汚損または損傷したとき。
  - 五 午後9時から翌日の午前8時までの間に、許可なく学生共同利用棟に立ち入つたとき、またはとどまつたとき。
  - 六 その他学生共同利用棟の管理運営上支障があると認められるとき。
- 2 前項によつて、部室からの退去を命じられたサークルは、ただちに部室を明渡さなければならない。

## (教職員の立ち入り)

第9条 両学部は、学生共同利用棟の管理運営上必要と認められた場合には、施設を使用している場合であっても、教職員を立ち入らせ、必要な指示または指導をすることができる。

## (損害賠償)

第10条 利用者は、故意または重大な過失によつて、建物、施設・設備もしくは備品を滅失、汚損または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 両学部は、事情によつて、前項の賠償額を減免することができる。

## (内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、人間科学学術院学生委員会およびスポーツ科学学術院学生委員会の議を経て人間科学学術院教授会、スポーツ科学学術院教授会にて決定する。

以上

## 附 則

### (施行期日)

この改正は、2012年7月19日から施行する。